

掛川市選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法による選挙における投票区の指定（平成17年掛川市選挙管理委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月27日

掛川市選挙管理委員会
委員長 大場 浩

表中

「

第8投票区	杉谷、上張、新道、緑ヶ丘第一、緑ヶ丘第二、矢崎、葵町、杉谷南及び青葉台の区域
-------	--

」

を

「

第8投票区	杉谷、上張、新道、緑ヶ丘第一、緑ヶ丘第二、矢崎、葵町、杉谷南、青葉台及び紅葉台の区域
-------	--

」

に、

「

第21投票区	明ヶ島、中西之谷、上西之谷及び田代・柚葉の区域
--------	-------------------------

」

を

「

第21投票区	中西之谷、上西之谷及び田代・柚葉・明ヶ島の区域
--------	-------------------------

」

に改める。